

# 会 議 録

会議の名称	令和3年度第2回上尾市政治倫理審査会会議	
開催日時	令和3年6月8日(火) 午前9時45分から午後0時30分まで	
開催場所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	関 篤 会長	
出席者(委員)氏名	三角 元子 委員、船川 喜正 委員、渡辺 英人 委員、関根 貴生 委員	
欠席者(委員)氏名		
事務局(庶務担当)	総務課長 中澤 真治                      総務課主幹 石川 弘之 総務課副主幹 櫻井 裕                  総務課主任 川村 明日香 総務課主任 安川 朋恵                  総務課主任 甘樂 一輝	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 資産等報告書等の審査について  (2) その他	(1) ・上尾市政治倫理審査会傍聴要領の決定等  (2) ・上尾市審査要領(案)の説明及び意見交換等 ・資産等報告書等の説明及び意見交換等
議 事 の 経 過	別紙のとおり	傍聴者数        1 名
会 議 資 料	別紙のとおり	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和    3年 7月 5日 <div style="display: flex; justify-content: flex-end; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-right: 20px;">                     議長(委員長・会長)の署名                      議長に代わる者の署名                      (議長が欠けたときのみ)                 </div> <div style="text-align: center;">                       _____                      _____                 </div> </div>		

## 議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	開会（定数報告及び配布資料確認、会議公開の決定等）
関会長	それでは議事の「資産等報告書等の審査について」、事務局から説明をお願いします。
事務局	※事務局から 第1回会議における審査会の決定内容とこれに対する対応状況等の報告
関会長	それでは、訂正された資産等報告書等について、意見等をお願いします。
三角副会長	審査報告書（案）に記載することになった意見は、この後審議するということで、それ以外は訂正されているということで良いと思う。
関会長	所得等報告書の『0円』とはどういうことか。
事務局	第1回会議で、「空欄だと記載漏れなのか、0円なのかが判断できない」という意見が出され、「0円と記載することが適当である」と決まったことを受けて記載したものである。
関会長	該当なしであれば『-』で表記するのが一般的である。所得がないことと、該当しないことは別である。
渡辺委員	その通りである。
事務局	基本的には確定申告書Bの第一表を参考に、空欄は『-』、『0円』は『0円』と表記することによろしいか。また、分離課税について、該当がない場合、確定申告書第三表が作られていない場合は『-』によろし

	いか。
関会長	良い。
渡辺委員	「該当なし」を証明することには慎重になったほうがいい。そのような証明は（奨学金のような）給付を伴うものには必要であるが、本人の自己申告によるものについて、本当に0であるか踏み込むものではない。
関会長	その通りである。 資産等報告書等の審査について、意見が出尽くしたようであればこれでまとめたが、いかがか。
	(賛成の声)
関会長	では、そのように決定する。
事務局	ただいまの指摘事項について、訂正されたことが確認できなければ、「資産等報告書等が適正である」という決定には至らないのか、確認したい。
三角副会長	誰も確認しないままというのはやはり難しいと思う。 会長に確認を一任するということではどうか。
渡辺委員	条件付き了承という形が一つのやり方だと思う。
事務局	事務局から訂正済みの原本を各委員に送り、それを確認した時点で適正かどうかご判断いただければ幸いである。
関会長	所得等報告書については確定申告書の所得金額の欄に書かれたとおり、空欄は空欄、『0円』は『0円』、金額が入っているものはその金額を所得等報告書の所得金額欄に書いていただくということをこの会の決

<p>三角副会長</p>	<p>定事項としたいと思うがいかがか。</p> <p>(賛成の声)</p> <p>そうすると審査要領の修正版6ページ第3の2の(2)で『所得等報告書に記載すべき前年分の所得に該当がない場合にあっては、当該所得の所得金額欄に「0円」と記載されていること。』と修正されたが、『添付資料に記載のない事項は記載されていないこと。』ということか。</p> <p>第1回会議の前に所得等報告書を見た時に、記載すべき事項が記載されていることと読んだので、記載のない事項についてまで読み込めなかった。該当なしの項目については該当なしと書いたほうが良いと思う。</p> <p>もし、該当なしの項目を確定申告書のとおり空欄部分は空欄のままという形で所得等報告書も整理するのであれば、後々の委員にも同じように判断いただくようにするため、その旨を書いたほうが良いと思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>1回目の時にこういう議論があったということが残ることは必要であると思うが、確定申告書も変わっていくと思うので、確定申告書の書式に従っているということが想像できる形で残していけばいいと思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>審査要領に関しては、いただいたご意見等について、後程事務局から修正内容を説明する。</p> <p>資産等報告書について、条件付き承認というご意見もあったので、まずその点について決定していただきたい。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>その訂正の仕方が空欄のままとするか、該当なしの横棒を引くかまだ結論が出ていない。</p>
<p>関会長</p>	<p>それは、確定申告書の所得金額の欄と同じ記載にすると審査要領に文言を入れておく。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>その文言がないと、(該当なしなのか記載漏れなのか) 分からない。</p>

<p>関根委員</p>	<p>該当なしとか『ー』に意味を持たせることで、そこに市長の意思が表れて報告を受けたということになるので、空欄ではなく何かしら記載がある方が分かりやすいと思う。</p> <p>ただ、確定申告書がきちんと添付資料として出てきて、その内容に基づいて転記するということが審査要領に加えてあれば、その要領に照らし審査しているということが分かるので賛成である。</p>
<p>船川委員</p>	<p>一般的には空欄がある方が不安が残ると思われる。</p> <p>不安を払拭するためには該当なしなのかが分かる記載があったほうが良いと思う。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>「制度変更のない限りにおいて」という前提の下、現委員会で「こうすることが望ましい」と意見を付すのは良いと思う。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>書式内に添付資料のまま転記されているということが分かるような注記を入れれば良いと思う。所得等報告書の書式を変えることは不可能か。</p>
<p>事務局</p>	<p>規則を改正すればできないわけではないが、直ちに変更はできない。現行の制度の中で対応いただけるほうが良いと思われる。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>そうであれば、空欄と0が混在した書類を見て、市民が疑問を持った場合には事務局が説明することとすれば良い。</p>
<p>関会長</p>	<p>話は変わるが、土地等の事業・雑所得は欄をなくしていただきたい。土地の譲渡（所得）については短期と長期に分かれ、内書きにすれば良い。</p>
<p>事務局</p>	<p>（この欄は）バブルの時代にあった土地の税制の特例で、今は使われていない制度である。</p> <p>バブル当時には事業のように売買を繰り返していた場合、この欄に記</p>

	<p>載がされるような制度であった。現状はその規定を適用しないと法律上に明記して、毎年延期している。極端な話、適用しないという条文が適用するに変わった場合にこの欄を反映することとなると思う。現状使用されていないということである。</p>
<p>関会長</p>	<p>土地の譲渡所得は短期と長期なので、事業所得・雑所得という文言を取るか、「譲渡所得」と適正な文言に変えていただきたい。その内書きが短期と長期となる。紛らわしいので、確定申告書通りの欄にした方がよい。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>土地等の事業・雑所得の制度の適用がされる時代が来るかもしれないということでここは残したいということではないか。</p>
<p>関会長</p>	<p>その時代は来ない。短期譲渡、長期譲渡もかなりの年数で適用されている。</p>
<p>事務局</p>	<p>記録には残すが、規則を改正する段階でまたご意見いただき、検討させていただければと思う。</p>
<p>関会長</p>	<p>では審査要領（案）についてはどうか。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>（審査報告書の）意見に一般の方の誤解を招かないように、「空欄は空欄、0と記載されたものは0と記載されていること」というように、誰が読んでも分かるように要領を修正の上、所得等報告書の書式中に（注記を）補充する等配慮されたいと付すこともある。</p>
<p>関会長</p>	<p>今ある所得等報告書を訂正していただいた上で、欄外に「確定申告書で空欄のものは空欄となっていることを確認しています」と文言を付け加えて閲覧に供することはどうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>様式を変えることは規則改正が必要となる。</p>

	<p>改正は未来に向かってするものであるため、次回提出するものについて反映することは可能である。</p>
関根委員	<p>今回の審査会で議論が尽くされて、次年度以降に生かされることが良いと思う。</p>
関会長	<p>所得等報告書の訂正に関し、確定申告書で『0円』は『0円』と記載し、空欄は空欄となるよう訂正する。</p> <p>その訂正が確認できれば、条件付きとして承認するということによろしいか。</p>
委員	<p>(了承)</p>
関会長	<p>それでは次に、審査要領（案）について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>※事務局から「審査要領（案）の修正版」について、第1回会議における審査会の決定内容を踏まえて修正した記載部分などを説明</p>
関会長	<p>7ページ目の3の（2）について、現在は電子申告が主となるので、確定申告書の写しに収受印がない。送信した記録が分かる書類を付ける必要がある。</p>
事務局	<p>提出されていることが分かる書類を添付することが記載できればよいか。</p>
関会長	<p>その通りである。必ずしも収受印ではない。</p>
渡辺委員	<p>自動車も、昔と異なり今は排気量とサイズで判断するため、例外がある。</p> <p>土地についても所有権と借地権も旧借地法に基づく借地の資産価値と定期借地権の資産価値は明らかに違い、銀行での評価も違う。</p>

	<p>美術品や刀剣についても、代々受け継がれたものやもらったものは記載されないこともあるかと思われる。ただ、例規等に記載しないわけにもいかない。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>3ページの7の(1)で「売買により取得したもの」とあるので、相続やもらったものは対象とはならない。</p> <p>取得金額が100万円を超えるものなので、99万円までであれば記載する必要はない。400万円の価値があるものは記載した方が良いという趣旨か。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>美術品の価値とは売った時に初めて分かる付加価値である。</p> <p>あくまで、記載については本人の善意に自己申告に任せているということであろう。</p>
<p>三角副会長</p>	<p>自己申告で書いてもらう分には差し支えがないと思われる。</p>
<p>渡辺委員</p>	<p>自動車で現行の車検証に従って(自動車の種類を記載する)提案があったので、他の項目でも同様に区別しなければいけない資産が出てくるが、一般感覚でどこまで報告をするべきか期待されているのか考えなければいけない。</p>
<p>関会長</p>	<p>市長が当選して、退任するときに資産がどれくらいになっているのか、それが透明になっていけば良いという観点からすると、100万円という足かせがあって、それ以上の財産の明細を報告させて、結果的に数年後それが増えたのか減ったのかの判断になるかと思う。</p> <p>最初の報告と最後の報告が同じ目で、同じ感覚で報告されていけば良いが、基準が違ったり、やり方が変わったりしないように、できるだけ同じ報告が良い。</p> <p>今回決めた(資産等の)報告なり、審査要領をずっと守った上で、制度改正が必要であれば制度改正をしたうえで審査に臨んで行く必要がある。</p>

渡辺委員	結局政治倫理とはその時の市長の心構えの問題である。前市長や他県で起こるようなケースはこの書類では出てこない。
関会長	提出された書類の中で、記載が適正かどうか、添付書類から正確に反映しているかの確認はきちんとやっていかなければならない。
渡辺委員	結局は、市長が「市民の目線で資産等報告書等を作らなければいけない」という気持ちで提出してくれるかが大事である。 今回の書類においては多くのものはこのままの状態にしておいて、読む人がどう理解するかというところに任せる性質もあるのではないかと思う。
関会長	曖昧なところや直したほうが良いところはきちんと決めておいたほうが良いと思う。
渡辺委員	誤解を招く恐れがあるもの、現行とは明らかに違うものを直すにとどめておく方が良い。 貸付金については具体的にどういうものが想定されるのか。
事務局	不動産の貸付や生計同一の親族以外に貸している場合を想定している。
三角副会長	可能性があるとしたら、どこかの会社に出資ではなく貸付の形ではないか。 市長が報告せず、後にそれが発覚した場合にはペナルティがある。発覚しない場合は発覚しないままであるが、透明にしていくという趣旨だと思われる。
船川委員	自分の会社に貸し付けるケースもある。

渡辺委員	<p>市長が会社に貸し付けたことを報告しなかったとしても、何か問題があった時に会社の確定申告書が明るみに出て、貸付金として貸し付けているところに市長の名前が出てくる可能性がある。</p> <p>審査会ではそこまでの審査ができないため、項目があることは良いと思う。</p>
関会長	<p>貸付金について審査要領の文言を変えることは可能か。</p>
事務局	<p>条例や規則に触れるような変更でなければ可能である。</p> <p>審査要領については、検討事項が残っているということであれば、持ち越したとしても特段審査会の運営には問題はない。</p> <p>ただ、審査報告書の決定にあたり、先に要領が定められていないといけないと審査会で考えるようであれば、こちらの要領についてまず決定をしていただきたい。</p> <p>要領はあくまで手引き、審査の基準を示すもので、審査報告書については要領がなかったとしても、条例・規則の範囲内で決定できるものである。</p>
渡辺委員	<p>審査要領（案）と審査報告書は別のものとして決定していくことに賛成である。</p>
関会長	<p>審査報告書は報告書でもって、出されたものに間違いがなければ決定して審査会の報告書としていきたいと思う。</p>
事務局	<p>要領はご指摘いただいたものについて、次回の審査会で修正案をお示しして、そこで再度確認していただき決定とさせていただく方向でよいか。</p>
委員	<p>（了承）</p>
事務局	<p>それではここまでの修正事項を整理する。</p>

	<p>まず、6ページの第3の2の(2)について確定申告書の記載どおりの記載とするという文言の整理をする。</p> <p>続いて第3の3の(2)について確定申告書を電子送信した場合、送信した事実が分かる書類を提出する。</p> <p>修正する事項は以上の2点でよろしいか。</p>
<p>関会長</p>	<p>異議はない。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、次回修正案して提示する。</p>
<p>委員</p>	<p>(了承)</p>
<p>関会長</p>	<p>続いて「資産等報告書等審査報告書(案)」について事務局からの説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>※資産等報告書等審査報告書(案)について事務局より説明。</p>
<p>関会長</p>	<p>『ク』の2行目については、文書の真正性を疑っているのではなく、本来控えには收受印が押されているところ、提出された控えには押印がなかったため、補正を要するという意見である。「税務署の收受印の押印が認められず文書の真正性が明らかでないことから」ではなく「税務署の收受印の押印が認められないため」が良い。</p>
<p>事務局</p>	<p>修正する。</p> <p>『カ』の意見について、先ほどの(所得金額の記載についての)審議において、該当がない場合には空欄とすることになったため、『カ』の意見は削除でよろしいか。</p>
<p>関会長</p>	<p>贈与がなかったことを記載するとなると、『0円』ではなく、『該当なし』となるのではないか。</p>

事務局	<p>資産等報告書の「3 前年（前年度）分の納税状況」で、非該当となっているので、そこで該当がないと判断できないか。</p>
関会長	<p>非該当とはどういう意味か。</p>
事務局	<p>課税されていない状況が非該当であるため、金額が一定額に満たない場合と、贈与そのものがない場合のどちらも非該当となる。</p> <p>条例の第7条第1項第2号の規定によると贈与税が課される場合に課税価格を記載する。贈与税が課されない場合については贈与があったとしても記載は不要である。</p> <p>現行の条例では贈与税が課されるかどうかを基準であり、課されない程度の贈与があったとしても記載しなくて良いという判断になる。それを記載させると条例を超えた要求となる。</p>
関根委員	<p>条例には贈与税が課される場合に課税価格を記載するとあるが、審査要領（案）P. 6（4）には贈与で取得した財産がある場合となっているため、符合していない。</p> <p>また審査要領（案）のP. 7の（5）では贈与税については所得等報告書への記載が求められていないのに、所得等報告書には記載の欄があり、条例と要領と報告書で（記載事項が）一致していない。</p> <p>所得等報告書の『2』で贈与の有無を報告する必要がないという決定であれば、要領の文言を条例に合わせてしまえば、課税されているもののみ報告すればよいということになる。</p> <p>それを踏まえ、今後の審査会で課税状況に関わらず、贈与の有無を報告することについて検討していくかどうかという整理でよろしいか。</p>
事務局	<p>条例が上位法なので、条例に合わせて要領が作成されるべきだったところ、要領の文言がアンマッチであったため、整合性を図る。</p> <p>報告書と審査要領の差異についても、現状においては条例や（規則の様式である）所得等報告書との不整合を解消する術は要領を修正するしかないと思うので、要領を修正した上で、意見があれば贈与の有無の記</p>

	<p>載については今後の改善事項としていく必要がある。現時点においては要領を条例に合わせて修正する。</p>
関会長	<p>贈与の有無についても今後は記載することを意見として付すことよろしいか。</p>
委員	<p>(了承)</p>
関会長	<p>『4. 審査の結果』について、「おおむね適正に記載されていた」というのは意見ではないので、「適正なものと認められる。」や「適正である。」となる。</p>
事務局	<p>確認だが、「これにより、資産等報告書等は証明書と内容が符合しており、適正であると認められる。」ということよろしいか。</p>
関会長	<p>そのように訂正をお願いします。</p>
関根委員	<p>審査報告書（案）の記載で、先ほどの受贈財産の課税価格の欄は、該当がない場合は『0円』ではなく、空欄とする訂正をし、意見『カ』については削除し、贈与の有無については付言するということが良いと思う。</p>
委員	<p>(了承)</p>
事務局	<p>では審査報告書の1～4について整理する。</p> <p>『3. 審査会からの意見』の内、『エ』所得等報告書中1の前年分の所得に関する記載について、提出された確定申告書の写しの記載のとおり、空欄、金額及び「0円」を転記することが適切であると修正する。</p> <p>続いて、『カ』は削除する。</p> <p>以降は記号が一つずつずれ、修正前の『ク』は、所得等報告書に添付する証明書について、確定申告書の写しが提出されていたが、税務署の</p>

	<p>収受印の押印が認められないことから、収受印が押印された確定申告書の写しの提出を依頼すると修正する。</p> <p>次に『4. 審査の結果』の文末について、これにより、資産等報告書等は証明書と内容が符合しており、適正であると認められるというように修正する。以上でよろしいか。</p>
委員	(了承)
関会長	次に『5. 付言』について、事務局より説明をお願いします。
事務局	※事務局から制度全般に関する審査会の意見について、第1回会議における審査会の検討状況を報告
渡辺委員	(1) 2行目の「一定額」はどのくらいになるか。
三角副会長	<p>日常生活において使用する流動性が高いものは資産から除外しているということである。</p> <p>「一定額」というのは、社会通念上、日常生活において使用するものがいくらなのかは個人の生活レベルによって違ってくるが、この資産等報告書は100万を基準にしていることから、100万を超えると資産性が高いと認めているだろうと思う。</p>
渡辺委員	100万円と明記するのか。
三角副会長	<p>そうではなく、個人の生活のレベルによって、一定額としか書けない。ただ、現実には普通預金口座に数千万円のお金が入っている人もいるので、そこで定期にしなければ記載を免れるということで、一律に（普通預金等が）除外されていいのか、という疑問を呈したところである。</p>
関会長	国会議員の報告対象は普通預金も記載するのか。

事務局	定期預金のみで、普通預金の記載はない。
関会長	国会議員より厳しく報告する必要があるかどうか。
三角委員	<p>当座性預金に入れておけば、報告の対象外だという風に網を外しているのかという疑問点があるということで意見を出した。これが付言事項として不要ということであれば、審査会の意見として承る。</p> <p>考え方としては、他の項目で100万円以上を対象としているのに、当座性預金に5,000万入っていても資産ではないということにならないか危惧している。</p>
関根委員	<p>国会議員も色々問題が起きていて、上尾市も問題を抱えていて、こういう流れになった。</p> <p>どこまで厳しくラインを引くのかというのは難しいので、付言事項に提案するということは意義があることだと思う。流動性についても、現実問題として低金利の中で、口座の種類に意味がないと思われる。社会的な実態もあると思うので、上尾市が先頭に立ってここまでやっていくということも良い姿勢かと思う。</p> <p>この点については今日結論付けることではないため、付言事項として記載できればと思う。</p>
渡辺委員	三角副会長と関根委員の説明を聞いて、趣旨を理解した上でないと、一定額というものの判断は人によってくる。
三角副会長	記載内容が分かりづらいということであれば、付言内容を先ほどの事務局の説明のとおり、当座預金が条例上除外されている理由はあるが、預金の種類について区別する相当の理由はないと思われるので、種類に関わらず、一定額以上の形に、分かりやすく記載するという事によろしいかと思う。
関会長	市長が政治団体を持っている場合は、政治団体の収支も報告するよう

	<p>にとは言えるかもしれないが、財産の額の一定額が不明確なので、一定額と記載する必要はないのではと思われる。</p>
三角副会長	<p>ここで資産等報告書の他の規定に従い、100万円以上とか額を規定したほうが良いのか。</p>
関会長	<p>普通預金も含むというような制度改正を望む付言は良いと思う。</p>
関根委員	<p>(7)については付言にまで記載する必要はないと思うので、他の委員からも賛同を得られるようであれば、付言からは削除で構わない。</p>
三角副会長	<p>付言の(1)は残し、(2)は削除で構わない。基本としては普通預金も報告対象に入れたほうが良いという意見を述べたいので、(2)は撤回して良い。</p>
関会長	<p>(2)を削り、(1)の文言を訂正するのであれば、訂正した上で文章をまとめたい。</p>
事務局	<p>(1)の文言訂正は最終的に「一定額」という言葉は残すか。</p>
渡辺委員	<p>一定額という言葉があることで、市長の良心に委ねるという趣旨から考えると、一定額以上の資産がある場合には、預金の種類に関わらず申告してほしいという意図が伝わるので、(1)の記載内容はこのままで良いと思う。事務局の見解は。</p>
事務局	<p>審査会の意見として『一定額以上』という言葉が出たことについては記載して良いと思う。</p>
関根委員	<p>条例に関するもので、議会も関わるということであれば、自ら進んで一定額が明らかになる場合もあれば、こういうものは国会議員と合わせて盛り込まないほうが良いだろうということであれば、議会の判断である</p>

	<p>うから、審査会の意見として記載されている分には、いろんな意味の捉え方がある、市長にお任せするとか、そう意味で『一定額以上』の記載はあっても良いと思う。</p> <p>付言事項について、先ほどの受贈財産の有無についても盛り込まれるということで良かったか。少なくとも提出者がどういう人物かというところに関心があると思う。1社ずつ書くのも件数によっては難しいので、せめて会社数くらいは書いた方が良いと思う。</p>
事務局	<p>付言事項として、「条例第7条第1項第2号において、贈与により取得された財産について、贈与税が課税されている場合のみ、所得等報告書に課税価格を記載することとなっているが、贈与の有無について、様式に記載する欄を設けること」と記載するという事によろしいか。</p> <p>確認だが、贈与の有無という欄を新たに設けることによって、どんなに少額な贈与でも対象とするのか。</p>
三角副会長	<p>条例で贈与税が課税され場合におけると規定されているので、贈与税が課税される贈与の有無でいいのではないか。</p>
事務局	<p>それは現行のままということか。</p>
関根委員	<p>贈与の有無の欄について、身内同士の少額の贈与まで記載する趣旨なのか不明確になるため、報告書の様式に盛り込むまでの付言はしなくても良いのではないかということか。</p>
事務局	<p>その通りである。課税されるべき程度の贈与があった場合には、金額が記載される。課税される金額未満の場合、記載はされない。贈与の有無を記載すると、有となった時にいくらなのかという憶測だけが残ってしまう。それを報告させる必要があるか。</p>
関会長	<p>それでは、贈与の有無については欄を設けず現行のままでよろしいか。</p>

委員	(了承)
事務局	<p>それでは、付言について最終確認をする。</p> <p>(1) については文言の修正なく、そのまま記載する。</p> <p>(2) については削除する。</p> <p>(3) から (6) についてはこの文言のまま記載する。</p> <p>(7) については削除、また、贈与の有無については記載しないということとする。</p> <p>修正した原稿は、各委員にメールで送付して、先ほどと同様に条件付きの了承していただくことでよろしいか。</p>
委員	(了承)
関会長	<p>では、そのようにお願いします。</p> <p>その他、委員から意見等はあるか。</p>
委員	(意見なし)
関会長	<p>ないようなので、以上で終了とする。</p> <p>閉会</p>